

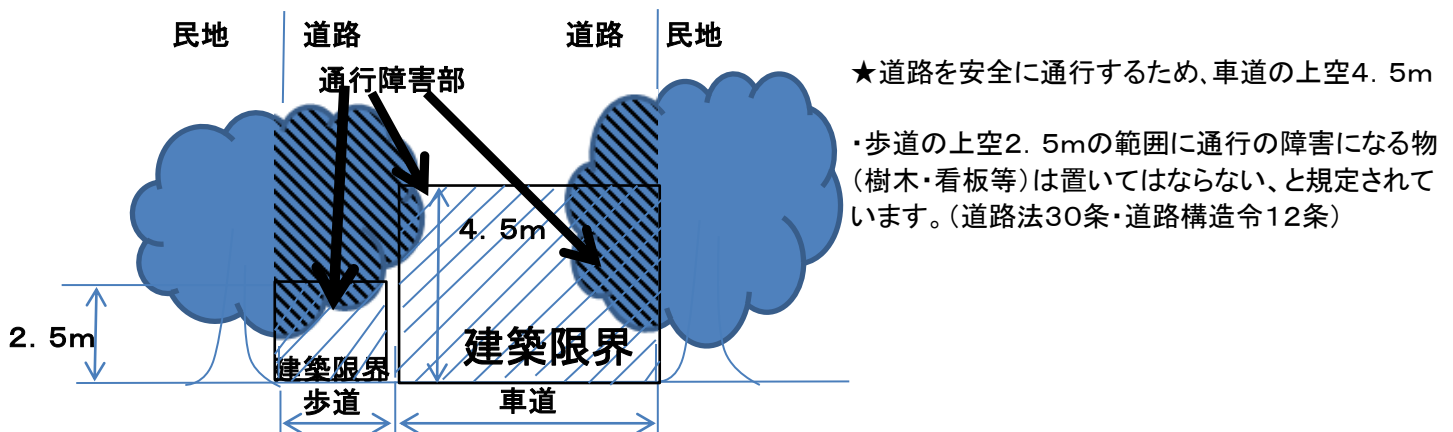
町民のみなさんへお願い

道路にはみ出した樹木を伐採してください！

道路や歩道へ、樹木や枝が民地(山林等)からはみ出て、歩行者や自動車等の通行に支障となっている箇所があります。事故を未然に防ぐためにも、民地からはみ出た樹木の伐採にご協力をお願いします。又、台風や突風で樹木が折れた場合は道路通行の支障となる倒木や枝は予告なく伐採することがありますので、ご理解のほど宜しくお願いします。

道路上に樹木が出ていますと、このような危険があります。

- ・樹木が標識を隠してしまい、自動車が必要な情報を得ることが出来ず、交通事故がおきる可能性があります。
- ・樹木が歩道に覆いかぶさると歩行者が車道を歩かなければならなくなり、その結果交通事故がおきる可能性があります。又、自動車側としても、歩道のしげみの影から急に歩行者が現れる形となり発見が遅れるため大変危険です。
- ・毛虫や木の実などが上から落ちてきて歩行者がけがをするおそれがあります。
- ・通行する車(特に大型車)が樹木にあたって車が傷ついたり、折れた枝が道路上に散乱して危険です。



* 建築限界

道路を安全に通行するため、一定の幅、一定の高さの範囲内に通行の障害となるものを設けてはならない区域です。

お問い合わせ先

紀美野町役場 建設課

紀美野町役場美里支所 産業・建設室

TEL 直通 489-5904
代表 489-2430

内線1141~1149

TEL 直通: 495-3460
代表: 495-2021

内線 2129・2130